

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月13日
【会社名】	四国電力株式会社
【英訳名】	Shikoku Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐伯 勇人
【本店の所在の場所】	香川県高松市丸の内2番5号
【電話番号】	087(821)5061
【事務連絡者氏名】	経理部財務グループリーダー 山田 修司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目9番2号 (大手町フィナンシャルシティ グランキューブ19階)
【電話番号】	03(3517)4591
【事務連絡者氏名】	東京支社業務課長 福家 武
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成29年8月10日
【発行登録書の効力発生日】	平成29年8月18日
【発行登録書の有効期限】	平成31年8月17日
【発行登録番号】	29 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 150,000百万円
【発行可能額】	130,000百万円 (130,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成29年12月13日(提出日)である。
【提出理由】	平成29年12月4日付で当社社債を発行予定である旨を記載した訂正発行登録書を提出したが、諸般の事情に鑑み、当該社債の発行を中止することとした。従って、当該訂正発行登録書を取り下げるため、本訂正発行登録書を提出する。

【縦覧に供する場所】

四国電力株式会社 徳島支店
(徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地)

四国電力株式会社 池田支店
(徳島県三好市池田町シマ930番地3)

四国電力株式会社 高知支店
(高知県高知市本町4丁目1番11号)

四国電力株式会社 中村支店
(高知県四万十市中村大橋通6丁目9番21号)

四国電力株式会社 松山支店
(愛媛県松山市湊町6丁目6番地2)

四国電力株式会社 宇和島支店
(愛媛県宇和島市鶴島町1番28号)

四国電力株式会社 新居浜支店
(愛媛県新居浜市繁本町9番32号)

四国電力株式会社 高松支店
(香川県高松市室新町973番地1)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)上記の内、池田、中村、宇和島、新居浜、高松の各支店は、金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るために備え置きます。

【訂正内容】

表紙の提出理由記載のとおり。